

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書

下記により平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

- 1. 導入自動車等 別紙のとおり
- 2. 補助対象経費 金 円
- 3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
- 4. 認定通知書の番号 平成 年 月 日国自環第 号
- 5. 添付書類
  - ア. 振込先調書
  - イ. 認定通知書の写し
  - ウ. その他参考となる書類（国土交通大臣が別に指示する書類等）

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号 )		

(注) 1. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。  
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

## 導入電気自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日から30日を経過した日を記入	平成 年 月 日
補助対象経費	( 円 円/台)
(補助対象経費) × 1 / 3 (又は 1 / 2)	( 円 円/台)
台数	台
補助金交付申請額 (千円未満切り捨て)	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気バス（新規）、プラグインハイブリッドバス（新規）、電気バス（改造）、プラグインハイブリッドバス（改造）、燃料電池タクシー（新規）、燃料電池タクシー（改造）、超小型モビリティの別を記入する。
4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減	・	車両本体価格から減額	・	借受人に現金で還付
------------	---	------------	---	-----------

## 導入電気自動車用充電設備等

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
設置等場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 <input type="checkbox"/> 電気自動車用充電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車用外部給電器 <input type="checkbox"/> 電気自動車駆動用蓄電池 <input type="checkbox"/> 超小型モビリティ用車載器 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※導入自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備等の設置が完了した日のいずれか遅い日から30日を経過した日を記入	平成 年 月 日
導入数	基（個）
補助対象経費（本体等価格）①	円 （ 円／基（個） ）
補助対象経費（工事費）②	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額①’ （補助対象経費×1／3（又は1／2））	円 （ 円／基（個） ）
補助金交付申請額②’ （上限額を超える場合は上限額）	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額合計（①’＋②’） （千円未満切り捨て）	円

- （注）1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を補助金交付申請額として記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
4. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減	・	本体等価格から減額	・	借受人に現金で還付
------------	---	-----------	---	-----------

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書

下記により平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

記

- 1. 導入自動車等 別紙のとおり
- 2. 補助対象経費 金 円
- 3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
- 4. 経営する事業（営む業態に○をする）（注）1

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般乗用旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業
<input type="checkbox"/>	自家用有償旅客運送	<input type="checkbox"/>	自動車リース事業
<input type="checkbox"/>	その他（ ）		

- 5. 添付書類
  - ア. 補助対象経費に係る見積書の写し
  - イ. 振込先調書
  - ウ. 平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し
  - エ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住所			

(注) 1. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。  
2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。



## 導入電気自動車用充電設備等

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
設置等場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 <input type="checkbox"/> 電気自動車用充電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車用外部給電器 <input type="checkbox"/> 電気自動車駆動用蓄電池 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※導入自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備等の設置が完了した日のいずれか遅い日を記入	平成 年 月 日
導入数	基（個）
補助対象経費（本体等価格）①	円 （ 円／基（個） ）
補助対象経費（工事費）②	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額①’ （補助対象経費×1／4）	円 （ 円／基（個） ）
補助金交付申請額②’ （上限額を超える場合は上限額）	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額合計（①’＋②’） （千円未満切り捨て）	円

- （注）1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を補助金交付申請額として記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
4. 自動車リース事業者にあっては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減	・	本体等価格から減額	・	借受人に現金で還付
------------	---	-----------	---	-----------

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

## 平成30年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書

下記により平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請します。

## 記

1. 導入自動車等 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)

## 4. 経営する事業（営む業態に○をする）（注）1

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般貸切旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業
<input type="checkbox"/>	自動車リース事業	<input type="checkbox"/>	その他（ ）

## 5. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る見積書の写し
- イ. 地方公共団体等の負担を証する書類（添付することが困難な場合には、確約書）
- ウ. 振込先調書
- エ. 平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し
- オ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住所	(郵便番号 )		

- (注) 1. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入優良ハイブリッド・CNG自動車（トラック・バス）

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業着手（予定）日	平成 年 月 日 （但し、交付決定の通知を受けた日以降とする。）
事業完了（予定）日 ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	平成 年 月 日
廃車する自動車 ※新車のみ導入は記入不要	初度登録年月日：平成 年 月 日 登録番号：
補助対象経費	( 円 円/台)
通常車両価格との差額×1/3	( 円 円/台)
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名： 円
台数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車、CNG自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、CNGバス、優良ハイブリッドトラック、CNGトラック、使用過程車のCNGバス改造若しくは使用過程車のCNGトラック改造の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

優良ハイブリッドトラック・CNGトラックについて、平成30年度中の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	
--	--

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付
-------------------------------------



番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書兼実績報告書

下記により平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請するとともに、同法第14条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)

4. 経営する事業（営む業態に○をする）（注）1

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般乗用旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業
<input type="checkbox"/>	自家用有償旅客運送	<input type="checkbox"/>	自動車リース事業
<input type="checkbox"/>	その他（ ）		

5. 添付書類

- ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
- イ. 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合には後日提出すること。）
- ウ. 振込先調書
- エ. 平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し
- オ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住所			

(注) 1. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。  
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入電気自動車

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあっては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日を記入	平成 年 月 日
補助対象経費	( 円 円/台)
(補助対象経費) × 1/4 (プラグインハイブリッドタクシー)の導入に あっては1/5)	( 円 円/台)
台 数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入電気自動車の種別は、電気タクシー（新規）、プラグインハイブリッドタクシー（新規）、電気トラック（新規）、電気タクシー（改造）、プラグインハイブリッドタクシー（改造）、または電気トラック（改造）の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者 に運行を委託する場合等にあっては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認 するに足りる書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から  
適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

導入電気自動車用充電設備等

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
設置等場所	
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 <input type="checkbox"/> 電気自動車用充電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車用外部給電器 <input type="checkbox"/> 電気自動車駆動用蓄電池 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※導入自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備等の設置が完了した日のいずれか遅い日を記入	平成 年 月 日
導入数	基（個）
補助対象経費（本体等価格）①	円 （ 円／基（個） ）
補助対象経費（工事費）②	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額①’ （補助対象経費×1／4）	円 （ 円／基（個） ）
補助金交付申請額②’ （上限額を超える場合は上限額）	円 （ 円／基 ）
補助金交付申請額合計（①’＋②’） （千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を補助金交付申請額として記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者 に運行を委託する場合等にあっては、使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを 確認するに足りる書類	

4. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付
------------------------------------

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書兼実績報告書

下記により平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、申請するとともに、同法第14条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

- 1. 導入自動車等 別紙のとおり
- 2. 補助対象経費 金 円
- 3. 補助金交付申請額 金 円(千円未満切り捨て)
- 4. 経営する事業（営む業態に○をする）（注）1

<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	一般貸切旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	第二種貨物利用運送事業
<input type="checkbox"/>	自動車リース事業	<input type="checkbox"/>	その他（ ）

- 5. 添付書類
  - ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
  - イ. 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合には後日提出すること。）
  - ウ. 地方公共団体等の負担を証する書類（額の確定通知書又は地方公共団体等からの入金証する書類。添付できない場合には後日提出することとし、交付決定通知書又は確約書を添付すること。）
  - エ. 振込先調書
  - オ. 平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書の写し
  - カ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号 )		
住所			

(注) 1. その他に該当する者は、経営する主な事業及びその内容を（ ）内に記載し、登記簿謄本等を添付するとともに、直近の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

2. 「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入優良ハイブリッド・CNG自動車（トラック・バス）

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 （改造による導入にあつては使用過程車）	種別： 車名： 型式：
事業完了（予定）日 ※新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	平成 年 月 日
廃車する自動車 ※新車のみ導入は記入不要	初度登録年月日：平成 年 月 日 登録番号：
補助対象経費	( 円 円/台)
通常車両価格との差額×1/3	( 円 円/台)
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名： 円
台数	台
補助金交付申請額（千円未満切り捨て）	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車、CNG自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。  
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。  
3. 導入自動車の種別は、優良ハイブリッドバス、CNGバス、優良ハイブリッドトラック、CNGトラック、使用過程車のCNGバス改造若しくは使用過程車のCNGトラック改造の別を記入する。  
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類（自動車検査証の写し等）	
廃車を伴う新車導入の場合は、経年車であつ1年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類（廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの）	
優良ハイブリッドトラック・CNGトラックについて、平成30年度中の導入台数が3台以下の場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し（既に提出済みの場合は省略可）	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付
-------------------------------------

番 号  
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付決定について  
(事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ)

平成 年 月 日付け 第 号で進達のあった平成 29 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、補助事業者あて適正化法第 8 条の規定に基づき、通知されたい。

記

1. 補助事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。
2. 補助事業者ごとの事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該補助事業者から申請のあった平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成 30 年 月 日付け国自環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金 交付決定一覧  
 （平成 年 月 日 [事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ]）

補助事業者	交付申請書 文書年月日	交付申請書 文書番号	補助対象経費 (円)	補助金の額 (円)



補助事業者 殿

地方運輸局長

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金交付決定通知書  
(事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成30年度低公害車普及促進対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、適正化法第8条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知する。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 事業の内容及び補助対象経費の配分は、平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成30年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書記載のとおりとする。

又は

2. 事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。

3. 補助事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成30年 月 日付け国自環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付決定  
及び額の確定について（事業Ⅱ・事業Ⅲ）

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条及び第 15 条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、適正化法第 8 条及び第 15 条に基づき、通知されたい。

記

1. 補助事業者ごとの補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。
2. 補助事業者ごとの事業の内容及び補助対象経費の配分は、当該各補助事業者から申請があった平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。（ただし、修正を加えて交付決定及び額の確定を行ったものについては、別に示すとおりとする。）
3. 補助事業者は、適正化法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成 30 年 月 日付け国自環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。



補助事業者 殿

地方運輸局長

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付決定  
及び額の確定について（事業Ⅱ・事業Ⅲ）

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条及び第 15 条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、適正化法第 8 条及び第 15 条に基づき、通知する。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 事業の内容及び補助対象経費の配分は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請書兼実績報告書記載のとおりとする。

又は

2. 事業の内容及び補助対象経費の配分は、別に示すとおりとする。

3. 補助事業者は、適正化法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成 30 年 月 日付け国自環第 号、国自旅第 号、国自貨第 号）に従わなければならない。

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金交付申請取下届出書  
(事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ)

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成30年度低公害車普及促進対策費補助金については、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、同補助金の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

1. 補助金の額
2. 申請年月日
3. 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
4. 取り下げる理由

連絡先	(担当者名)	(電話)	(FAX)
-----	--------	------	-------

第 8 号様式（第 8 条第 2 項関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る  
事業計画変更承認申請書（事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ）

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る事業について、下記の理由によりその内容又は経費の配分を変更したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. その他必要な書類  
ア. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの  
イ. 変更内容を確認するに足りる書面（変更後の見積書の写し等）

連絡先	(担当者)	(電 話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号 )		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。  
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第9号様式（第9条第2項関係）

番 年 月 号 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金に係る  
事業中止（廃止）承認申請書（事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ）

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった  
平成30年度低公害車普及促進対策費補助金に係る事業について、下記の理由により同  
事業を中止（廃止）したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭  
和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 事業を中止（廃止）する理由
2. 事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

連絡先	(担当者)	(電 話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号 )		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

番 年 月 日  
号

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金に係る  
事業事故報告書（事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ）

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった  
平成 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る事業について、下記のとおり事故が発生した  
ので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する事業補助事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先	(郵便番号)		
住所			

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。  
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。



第 1 1 号様式（第 1 1 条第 1 項関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る  
事業実績報告書（事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ）

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 導入自動車等 別紙のとおり
2. 補助対象経費 金 円
3. 補助金充当予定額 金 円(千円未満切り捨て)
4. 添付書類
  - ア. 補助対象経費に係る請求書の写し
  - イ. 補助対象経費の支払いを証する書類  
(添付できない場合は後日提出すること。)
  - ウ. 事業認定通知書の写し（事業Ⅰに限る）
  - エ. 地方公共団体等の負担を証する書類（額の確定通知書又は地方公共団体等からの入金を証する書類。添付できない場合には後日提出することとし、交付決定通知書又は確約書を添付（交付申請書に添付したものから変更がない場合は省略可）すること。）
  - オ. その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

連絡先	(担当者名)	(電 話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号 )		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。  
また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

導入電気自動車

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日から30日を経過した日を記入	平成 年 月 日	平成 年 月 日
補助対象経費	円 ( 円/台)	円 ( 円/台)
(補助対象経費) × 1 / 3 (又は 1 / 2)	円 ( 円/台)	円 ( 円/台)
台数	台	台
補助金実績報告額 (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合には、それらを1枚にまとめることができる。  
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。  
 3. 導入電気自動車の種別は、電気バス（新規）、プラグインハイブリッドバス（新規）、電気バス（改造）、プラグインハイブリッドバス（改造）、燃料電池タクシー（新規）、超小型モビリティの別を記入する。  
 4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し等）	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者へ貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者へ運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足りる書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付
-------------------------------------

導入電気自動車用充電設備等

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入する者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:	氏名又は名称: 住所:
設置等場所		
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:	氏名又は名称: 住所:
導入設備等 <input type="checkbox"/> 電気自動車用充電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車用外部給電器 <input type="checkbox"/> 電気自動車駆動用蓄電池 <input type="checkbox"/> 超小型モビリティ用車載器 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式:	名称又は型式:
事業完了(予定)日 ※導入自動車の新車新規登録日(軽自動車の場合は新車新規検査届出日)、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備等の設置が完了した日のいずれか遅い日から30日を経過した日を記入	平成 年 月 日	平成 年 月 日
導入数	基(個)	基(個)
補助対象経費(本体等価格)①	円 ( 円/基(個) )	円 ( 円/基(個) )
補助対象経費(工事費)②	円 ( 円/基 )	円 ( 円/基 )
補助金交付申請額①' (補助対象経費×1/3(又は1/2))	円 ( 円/基(個) )	円 ( 円/基(個) )
補助金交付申請額②' (上限額を超える場合は上限額)	円 ( 円/基 )	円 ( 円/基 )
補助金交付申請額合計(①+②) (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等(本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む)ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費(電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る)については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
4. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書(写し)を含む	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運用を委託する場合等にあつては、使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを確認するに足りる書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付
------------------------------------

導入電気自動車

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 住所:	氏名又は名称: 住所:
使用の本拠の位置		
使用者(借受人)の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:	氏名又は名称: 住所:
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別: 車名: 型式:	種別: 車名: 型式:
事業完了日 ※導入電気自動車の新車新規登録日(軽自動車の場合は新車新規検査届出日)、電気自動車等への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日を記入	平成 年 月 日	平成 年 月 日
補助対象経費	円 ( 円/台)	円 ( 円/台)
(補助対象経費) × 1 / 4 (プラグインハイブリッドタクシー)の導入にあつては 1 / 5)	円 ( 円/台)	円 ( 円/台)
台数	台	台
補助金実績報告額 (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあつては、それらを1枚にまとめることができる。  
 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。  
 3. 導入電気自動車の種別は、電気タクシー(新規)、プラグインハイブリッドタクシー(新規)、電気トラック(新規)、電気タクシー(改造)、プラグインハイブリッドタクシー(改造)、電気トラック(改造)の別を記入する。  
 4. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書(写し)を含む	
事業が完了したことを確認するに足りる書類(自動車検査証の写し等)	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運行を委託する場合等にあつては、委託契約書の写し等の自動車運送事業者が運行することを確認するに足りる書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付
-------------------------------------

導入電気自動車用充電設備等

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
設置等場所		
借受人の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入設備等 <input type="checkbox"/> 電気自動車用充電設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車用外部給電器 <input type="checkbox"/> 電気自動車駆動用蓄電池 ※該当するものをチェックすること。	名称又は型式：	名称又は型式：
事業完了（予定）日 ※導入自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備等の設置が完了した日のいずれか遅い日を記入	平成 年 月 日	平成 年 月 日
導入数	基（個） )	基（個）
補助対象経費（本体等価格）①	円 ( 円／基（個） )	円 ( 円／基（個） )
補助対象経費（工事費）②	円 ( 円／基 )	円 ( 円／基 )
補助金交付申請額①’ (補助対象経費×1／4)	円 ( 円／基（個） )	円 ( 円／基（個） )
補助金交付申請額②’ (上限額を超える場合は上限額)	円 ( 円／基 )	円 ( 円／基 )
補助金交付申請額合計（①’＋②’） (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
2. 工事費（電気自動車用充電設備の設置に伴うものに限る）については、実額又は実額が別途定める上限額を超える場合は上限額を記載する。
3. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
4. 次の資料を添付すること。（提出の場合は○を付けること。）

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書（写し）を含む	
地方自治体等が所有して自動車運送事業者に貸し渡す場合又は地方自治体等が自動車運送事業者に運用を委託する場合等にあつては、使用許諾通知の写し等の自動車運送事業者が使用することを確認するに足る書類	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 本体等価格から減額 ・ 借受人に現金で還付
------------------------------------

導入優良ハイブリッド・CNG自動車 (トラック・バス)

	第1号様式申請時	変更箇所 (第1号様式申請時と変わらない項目は空欄とすること)
補助対象設備を導入した者 (補助金を受ける者) の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置		
使用者 (借受人) の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：	氏名又は名称： 住所：
導入自動車 (改造による導入にあつては使用過程車)	種別： 車名： 型式：	種別： 車名： 型式：
事業完了日 ※新車新規登録日 (軽自動車の場合は新車新規検査届出日) 又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日を記入	平成 年 月 日	平成 年 月 日
廃車する自動車 ※新車のみ導入の場合は記入不要	初度登録年月日： 年 月 日 登録番号：	初度登録年月日： 年 月 日 登録番号：
補助対象経費	円 ( 円/台)	円 ( 円/台)
通常車両価格との差額 × 1 / 3	円 ( 円/台)	円 ( 円/台)
関係地方公共団体等補助額 ※複数ある場合は合計額を記入	地方公共団体等名： 円	地方公共団体等名： 円
台数	台	台
補助金実績報告額 (千円未満切り捨て)	円	円

- (注) 1. 補助対象となる優良ハイブリッド自動車、CNG自動車の使用の本拠の位置並びに車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、廃車を伴う新車導入の場合は、1台ごとに1枚ずつ作成すること。
2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象経費としない。
3. 導入自動車の種別は、CNGバス、優良ハイブリッドバス、CNGトラック、優良ハイブリッドトラック、使用過程車のCNGバス改造若しくは使用過程車のCNGトラック改造の別を記入する。
4. 次の資料を添付すること。(提出の場合は○を付けること。)

自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書の写し ※転リースの場合は中間会社の契約書(写し)を含む	
事業が完了したことを確認するに足る書類(自動車検査証の写し等)	
廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類及び廃車したことを証する書類(廃車する自動車の詳細登録事項等証明書及び自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの)	
平成30年度中に別表事業Ⅲ補助金交付申請要件に規定する台数以上の優良ハイブリッドトラック、CNGトラックを導入しない場合は、グリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得していることを証する書類の写し(既に提出済みの場合は省略可)	

5. 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付
-------------------------------------

第 1 2 号様式（第 1 2 条第 1 項関係）

番 号  
年 月 日

地方運輸局長 殿

国土交通大臣

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金の額の確定について  
(事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ)

平成 年 月 日付け 第 号で進達があった平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金の実績報告に係る補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定に基づき、別表のとおり確定したので、同条の規定に基づき、補助事業者あて通知されたい。

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の額の確定一覧  
 （事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ）  
 （平成 年 月 日）

補助事業者	実績報告書 文書年月日	実績報告書 文書番号	確定した補助金の額 (円)



番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

地方運輸局長

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金の額の確定通知書  
(事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金（事業）の実績報告に係る事業の補助金の額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定に基づき、成 年 月 日付け 第 号をもって国土交通大臣が別表のとおり確定したので、同条の規定に基づき通知する。

第14号様式（第13条関係）

番 年 月 日 号

支出官  
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金請求書  
(事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ)

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(〒 - )
	フリガナ	
	氏名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀行 支店 信用金庫 その他 (その他: )	
4. 預金種別	当座預金	普通預金
5. 口座番号		

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。  
 2. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。  
 3. 上記3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。  
 なお、その他の場合にあつては、金融機関名(例: ○○市農業協同組合)を記入すること。  
 4. 上記4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

第15号様式（第14条第3項関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

財産処分承認申請書（事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ）

平成 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

連絡先	(担当者)	(電話)	(FAX)
送付先 住 所	(郵便番号 )		

(注)「送付先住所」の欄には、通知文書等が確実に到達する住所を記入すること。

また、住所を変更した際は速やかに地方運輸局又は運輸支局に連絡すること。

第 16 号様式（別表備考※3 関係）

番 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

平成 30 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書  
(事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ)

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった  
平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る事業の消費税及び地方消費税につい  
て、次のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1. 補助金の額（交付要綱第 12 条の通知による確定額）           | 円 |
| 2. 補助金の額のうち消費税及び地方消費税相当額                | 円 |
| 3. 2のうち消費税及び地方消費税に係る仕入控除の<br>対象とならなかった額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（2の額から3の額を差し引いた額）            | 円 |

- (注) 1. 別紙として確定申告書等を添付することとする。  
2. 補助金返還相当額が生じた場合には、当該金額の補助金の返還を命ずる  
こととなる。

【補助金交付申請書・補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式又は第2号様式）又は実績報告書（第11号様式）に確約書を添付する場合の当該確約書の様式】

年 月 日

国土交通省自動車局長 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

確 約 書 （事業Ⅲ）

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付申請に当たり、下記のとおり地方公共団体等の協調補助が行われることを確約いたします。

記

地方公共団体等の名称	導入自動車の種別・導入台数		補助申請（予定）金額
	種別	導入台数	
		台	円
		台	円
		台	円
		台	円
		台	円
		台	円
		台	円
合 計		台	円

※ 国土交通省に対して補助金交付申請するものすべての協調先を記入し、協調先ごとに台数及び基数並びに補助申請（予定）金額を記入すること。

※ 導入自動車の種別欄には、優良ハイブリッドバス、CNGバス、優良ハイブリッドトラック、CNGトラック、使用過程車のCNGバス改造又は使用過程車のCNGトラック改造の別を記入すること。

【補助金交付申請書・補助金申請書兼実績報告書（第1号様式、第2号様式）に添付する振込先調書の様式】

年 月 日

国土交通省自動車局長 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の振込先調書  
(事業Ⅰ・事業Ⅱ・事業Ⅲ)

フリガナ	
住 所 (口座住所)	(〒 - )
フリガナ	
氏 名 (口座名義)	
振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他： ) 支店
預 金 種 別	当座預金 普通預金
口 座 番 号	

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び氏名又は名称と同一とすること。  
2. 記入する内容については、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。  
3. 振込先金融機関及び支店名の欄については、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名(例：〇〇市農業協同組合)を記入すること。  
4. 預金種別欄については、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。